



環 政 第 1 3 6 7 号  
令和元年 12 月 9 日

倉浜衛生施設組合  
管理者 桑江 朝千夫 殿

沖縄県知事  
玉城 康裕



倉浜衛生施設組合ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書（供用後9年目）について

令和元年10月1日付け倉浜総第90号で送付のあったみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、下記のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

記

【植物の移植先及びその周辺における維持管理について】

B 湿地の維持管理における地下水位の基準については、環境状況の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行い、引き続き、外来植物の駆除を含む植物の移植先及びその周辺の維持管理に努め、環境の保全に十分配慮すること。